四〇〇kHzのものに限る。）、一、八九一MHz、一、八九九・一MHz、一、九〇九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）並びに一、九一一・六MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一〇MHzのものに限る。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能

［七～十二　略］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　略］		
七　次に掲げる送信設備 ［(一)～(八)　略］ (九)　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備	［略］	［略］
［八～二十　略］		

［2～5　略］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［略］

［2～23　略］

24　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
［略］	［略］

四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九一MHz、一、八九九・一MHz及び一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能

［七～十二　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～六　同上］		
七　次に掲げる送信設備 ［(一)～(八)　同上］ ［新設］	［同上］	［同上］
［八～二十　同上］		

［2～5　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～23　同上］

24　［同上］

周波数帯	副次的に発する電波の限度
［同上］	［同上］